



保発 0529 第 4 号
令和 6 年 5 月 29 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号厚生省保険局長通知）について、その一部を別紙のとおり改正する。

なお、初検、往療及び再検の初検料及び備考 1 の電療料に係る改正は令和 6 年 6 月 1 日施術分から適用し、備考 4 及び備考 9 に係る改正は令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年9月 30 日付け保発第 64 号)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準
初検、往療及び再検	初検、往療及び再検
1. 初 檢 料 <u>1,550</u> 円	1. 初 檢 料 <u>1,520</u> 円
2. 初検時相談支援料 100 円	2. 初検時相談支援料 100 円
3. 往 療 料 2,300 円	3. 往 療 料 2,300 円
4. 再 檢 料 410 円	4. 再 檢 料 410 円
注 1. ~ 6. (略)	注 1. ~ 6. (略)
備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 75 円又は 33 円を加算する。	備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 75 円又は 30 円を加算する。
備考 2. ~ 3. (略)	備考 2. ~ 3. (略)

備考4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する。

ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。
この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。

備考5.～8.（略）

備考9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和6年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、10円を算定する。

備考4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。

備考5.～8.（略）

備考9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、13円を算定する。